

28世介保第440号
平成28年7月12日

指定介護予防支援事業所管理者 様

世田谷区高齢福祉部介護保険課長
(公印省略)

世田谷区外の事業所を利用する要支援者が要介護認定を受ける場合の取扱いについて (通知)

世田谷区外で小規模な「指定介護予防通所介護」サービスを利用していた要支援者が、区分変更や更新認定により要介護認定を受け、引き続き同じ事業所でサービス利用を希望する場合は、「地域密着型通所介護」サービスを利用することになります。この場合には、広域サービスから地域密着型サービスへ変更になることから、当該事業所についての世田谷区の指定の有無の確認が必要になります。

については、区分変更申請や更新認定申請に際し、要介護認定を受けることが想定される場合には、下記のとおり調整等を行ってください。

記

定員18名以下の介護予防通所介護事業所を利用している場合

- ① 区外の小規模な通所介護事業所の利用を希望する場合、当該事業所について世田谷区の指定の有無を確認する。
- ② 世田谷区による指定がされていない場合、下記担当へ連絡し、対応を協議する。
- ③ 手続きに時間を要することから、十分に余裕をもったスケジュール管理をする。(※原則として、事業所の指定日を遡及することはできない。)

世田谷区高齢福祉部
介護保険課事業者指定・指導担当
電話 03-5432-2294
FAX 03-5432-3042

(参考)

1. 平成28年4月の法改正後の取扱い

事業所が提供する介護給付対象サービスは、要介護区分によってサービスの種類が異なる。(下表参照)

	認定区分	サービスの種類 (a)	(a)の利用者の範囲
イ	要支援	指定介護予防通所介護	介護保険の加入者であれば居住地を問わない
ロ	要介護	指定地域密着型通所介護	事業所の所在する区市町村の被保険者のみ

(1) イの取扱い

利用者の居住地に制限はない。(指定介護予防通所介護は都道府県等が指定する広域サービスであるため)

(2) ロの取扱い

利用者は事業所の所在する区市町村の被保険者に限定される。(定員18名以下の通所介護事業所は「地域密着型サービス」であるため。)

(3) ロの例外的取扱い (世田谷区民が区外事業所を利用する場合の取扱い)

- ① 平成28年3月の時点で利用実績がある世田谷区民に限り、継続利用が可能である。
- ② 平成28年4月以降の新規利用については、事業所所在地の区市町村長の同意を得て、世田谷区長が指定をした場合には、世田谷区民の利用が可能である。

※世田谷区外で「指定介護予防通所介護」サービスを利用していた利用者が、区分変更や更新認定により要介護認定を受け、引き続き同じ事業所でサービス利用を希望する場合は、「地域密着型通所介護」サービスを利用することになる。この場合は、上記①の対象ではなく、②の対象として取り扱う。

2. 世田谷区外の地域密着型サービス事業所利用に当たっての注意事項

- (1) 世田谷区が、区外に所在する事業所を指定する場合には、事業所所在地の区市町村の同意が必要であるため、事務処理に時間を要する場合がある。また、区市町村によっては、世田谷区による事業者指定に同意しない場合もある。
- (2) 介護予防サービス計画の作成に当たっては、世田谷区内の事業所の利用を優先的に検討すること。